

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

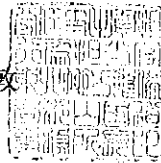
次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、本業務に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成28年12月19日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 郡山国道事務所長 大村 敦



1. 業務概要

(1) 業務名 郡山国道事務所技術資料作成業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、郡山国道事務所の道路事業(調査計画、改築、維持修繕、交通安全)における業務に関する資料作成等の補助を行うことにより、円滑な事業推進を目的とする。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 調査又は設計等に関する資料のとりまとめ作成
- 2) 事業計画に関する資料のとりまとめ作成
- 3) 予算要求に関する資料のとりまとめ作成
- 4) 関係機関等の協議に関する資料のとりまとめ作成
- 5) 地元説明に関する資料のとりまとめ作成 等

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたって、競争参加資格確認申請書等を提出するものは(以下「競争参加資格確認申請者」という。)以下の視点から創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(5) 履行期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

(6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格

以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

- (7) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という）の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 入札参加資格

下記に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2.に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格確認申請書提出時に、平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として平成29年1月31日までに申請し受理されていること。
また、平成29年4月1日に上記と同一の競争参加資格の認定を得ていること。認定が得られない場合は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、その者のした入札は無効とする。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月19日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から郡山国道事務所技術資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

- 2-3. 競争参加資格確認申請書等の提出期限までに2-1（2）の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、平成29年1月31日までに2-1（2）の申請を行い受理されていること。

(2-2に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。)

2-4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
(基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-5. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、東北地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成14年度以降に完了した業務(平成28年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において、未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。

2-6. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術

者

- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
- ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成28年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- 1) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した行政事務補助業務、土木工事に関する発注者支援業務
- 2) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

（３）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者が設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置すること。

（４）手持ち業務量

配置予定管理技術者は、平成29年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成29年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成29年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係わるものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件（平成29年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コン

サルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係わるものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1）から3）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-7. 配置予定担当技術者に対する業務履行にあつての要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については資格を満たす必要はない。

【土木関係担当技術者】

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品質確保技術者（II）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

【電気通信関係担当技術者】

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品質確保技術者（II）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

2-8. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

また、入札参加者の代表者又は代理権限のあるICカードにより電子入札システムから本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者には競争参加資格を与えないことがある。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の満点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①から③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (③の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒963-0111 福島県郡山市安積町荒井字丈部内28-1

東北地方整備局 郡山国道事務所 経理課 契約係

電話 024-946-8161

FAX 024-946-8173

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。(電子入札システムの調達案件一覧からダウンロードすること。)ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、契約担当官等の指示する方法(CD-R等による貸与等)で交付するので、上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、競争参加資格申請書等を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第5条に基づき入札の取り止め等を措置することがある。

交付期間：公告の日から平成29年2月17日(金)までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成29年1月25日(水)午後2時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(以下「持参等」という)により上記(1)に提出することもできる。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の結果の通知は平成29年2月8日(水)を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札方法

①入札の締切は平成29年2月17日(金)午後2時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参等により上記(1)に提出することもできる。

②開札は、平成29年2月20日(月)午後1時30分に郡山国道事務所入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札であることから、落札決定、契約締結日は平成29年4月3日、契約期間の始期は平成29年4月1日とする。ただし、4月4日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(7) 履行確実性を評価するために、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出及び技術提案に関するヒアリングとは別に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

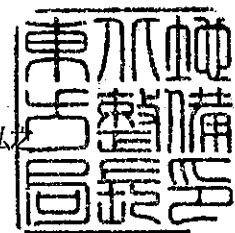
(8) 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

郡山国道事務所技術資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年12月19日

東北地方整備局長 川瀧 弘之



1 業務概要

(1) 業務名 郡山国道事務所技術資料作成業務

(2) 業務内容 本業務は、郡山国道事務所の道路事業（調査計画、改築、維持修繕、交通安全）における業務に関する資料作成等の補助を行うことにより、円滑な事業推進を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務の対象事業等は下表のとおりであり、詳細については「郡山国道事務所技術資料作成業務特記仕様書」に定めるところによる。

対象事業等	備考
一般国道4・49号他 道路計画に関する調査・設計等	調査課 (土木関係業務)
一般国道4・49号他 道路改築事業に関する調査・設計等	工務課 (土木関係業務)
一般国道4・49号 道路維持修繕事業、雪寒事業、電線共同溝事業に関する調査・設計等	管理課 (土木関係業務)
一般国道4号 交通安全事業に関する調査・設計等	交通対策課 (土木関係業務)
一般国道49号 交通安全事業に関する調査・設計等	交通対策課 (土木関係業務)
一般国道4・49号他 電気通信設備等に関する調査・設計等	交通対策課 (電気通信関係業務)

(3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。

平成29年4月1日～平成30年3月31日

2 申請の時期

平成28年12月19日から平成29年1月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成29年1月26日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp>）から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に郡山国道事務所技術資料作成業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。）

6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として平成29年1月31日までに申請を行い受理されている者であること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 平成28年10月3日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、郡山国道事務所技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、郡山国道事務所技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。ただし、1.（2）業務内容に示す対象事業等の区分による場合は、「一の分担業務を複数の企業が共同して実施する」ことに該当しない。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、郡山国道事務所技術資料作成業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

- 5 一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行っていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
4（1）②の申請を行っていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。
この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の申請を行っていない構成員が平成29年1月31日までに申請を行い受理されていることが必要である。また、この場合において、4（1）②の申請を行っていない構成員が、平成29年1月31日までに申請を行い受理されていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
 - （1） 設計共同体の名称は、「郡山国道事務所技術資料作成業務△△・××設計共同体」とする。
 - （2） 全ての構成員は、平成29年4月1日に4（1）②の申請による一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。